

家庭内支援サービスの保護監視について

2015年10月 発行番号 5493.15 - Japanese

保護監視とは、家庭内支援サービス (IHSS, In-Home Supportive Services) の中でも、精神障害または精神疾患のため、怪我、危険または事故を回避するには1日24時間の監視が必要な人のためのサービスです。もし24時間の監視と監督のサービスが供給されれば、障害を持つ子供や大人が安全な在宅生活を維持できる場合は、IHSS 供給者による監視サービスの費用を受給できます。方針および手続きに関する手引き (MPP, Manual of Policy and Procedures) 30-757、MPP 30-757.173(a)。

保護監視サービスが認定されるのは困難な場合があります、サービスの必要性を明確にする文書が必要です。本文書は、保護監視サービスの適格要件の理解の促進と、申請が却下された際の異議申し立てに役立つことを意図とし、保護監視サービスの申請や聴聞会の準備に必要な文書も添付されています。

- 1) 家庭内支援サービスプログラム保護監視の必要性の査定審査[カリフォルニア州 821 (3/06)]
(Assessment of Need for Protective Supervision for In-Home Supportive Services Program [SOC, State of California 821 (3/06)])
– 本用紙は IHSS 利用者の医師が記入します。
- 2) 保護監視 医師からの書状 例 (Protective Supervision Sample Doctor's Letter) – 本用紙は IHSS 利用者の医師が記入します。記入するには、要介助者にとっての危険要因・怪我の記録のコピーを医師に渡す必要があります。

- 3) 1 日 24 時間保護監視保障計画[SOC 825(6/06)]
(Protective Supervision 24-Hours-a-Day Coverage Plan [SOC 825
(6/06)]) – 本用紙はあなたが記入します。

なぜ保護監視は重要なのですか。

保護監視の利用資格者には、常に最大限の時間量が毎月割り当てられます。中軽度障害者に割り当てられる IHSS の最大限の時間は、1 か月あたり 195 時間です。重度障害者に割り当てられる IHSS の最大限の時間は、1 か月あたり 283 時間です。

「重度障害」 (“severely impaired”) の条件を満たすには、非医療的個人サービス、食事の準備、食事の準備や摂食の介助が必要な時の食事の後片付け、準医療的サービスに週 20 時間以上の介助が必要となります。(MPP 30-701(s)(1))

要介助者が 20 時間以上の介助を必要としているかどうかは、用紙の行動記載事項によってわかります。記載事項には「星印」がついており、これは用紙の中央より下の部分に位置しています。ここには必要なサービスを提供するのに認められた時間が記入されています。

また一方で、コミュニティ ファースト チョイス オプション(CFCO, Community First Choice Option)と呼ばれる新しい制度があり、この制度の下で IHSS を利用できる人もいます。中軽度障害者で、保護監視のサービスを受給する人は、195 時間まで割り当てられ、さらに 1 か月で最大限 283 時間まで他のサービスの支援時間を受けることができます。次のリンクをご参照ください。

<http://www.dss.cahwnet.gov/lettersnotices/EntRes/getinfo/acl/2014/14-60.pdf>

保護監視サービスを利用できるのはどんな場合ですか。

保護監視サービスを受けるには、次の条件を満たすことが必要です。

1) 精神障害(“mental impairment”)あるいは精神疾患(“mental illness”)により以下の項目に機能的な限界がある場合

- 記憶 (人、場所、物事の最初と最後を覚えていないなど)
- 思考 (生活したり物事を行う上で必要な時間、人、場所、環境、周囲などを認識することができないなど)
- 判断 (要介助者自身が健康や安全を脅かすような判断をしてしまう場合など)

また

2) 障害のため、混乱したり、危険や怪我、事故を回避しようと自ら行動できない状態になる場合。MPP 30-757.171 例えば、IHSS の利用者が、自分でできることとできないことを理解できず、自分の能力以上のことをして怪我などの危険が発生しうる場合。そのような重度の障害は、精神遅延、自閉症、アルツハイマー病、認知症、精神障害と並行して発生する場合がありますが、これらの疾患を抱えているだけで自動的に IHSS 利用者が保護監視の利用条件を満たすわけではありません。

また

3) 要介助者が在宅で安全に生活する為には 1 日 24 時間の監視が必要かどうかは該当する郡が決めます。MPP 30-757.173 これはサービス供給者が付きっきりで監視するという意味ではありません。ある一定の時間は要介助者一人でも他の方法で観察することも含まれます。

MPP 30-172.(b)(3) および全郡書簡(ACL, All County Letters) 98-87

郡の担当者は、保護監視サービスの利用可能状況と必要性、また保護監視サービスの代替として、家庭外支援が適切であるかなどの説明をする必要があります。MPP 30-757.174

保護監視サービスを利用できないのはどんな場合ですか。

次のような場合は、保護監視サービスの申請は却下されます。

- 社会的訪問や社会的活動の一環
- 要介護者が医療的理由によりサービスが必要であったり、医療上の監督が必要な場合(例えば、窒息しないように、要介護者を観察したり、吸引したり、体勢を変えたりするなど。)
- 医療的緊急事態が予測できる場合(身体機能に重度の障害が発生したり、器官、臓器に重度機能障害が発生する場合。例えば、脳卒中、てんかんなどの発作、心臓発作、喘息発作など。)
- 反社会的または攻撃的な行動(例えば喧嘩や器物破壊など)を管理するため。
- 自殺など計画的な(つまり効果と結果を注意深く考慮した)自己破壊行動や、認識しながら自己を傷つける行動から要介助者を守る場合など。(MPP 30-757.172)

保護監視サービスは子供も利用可能ですか。

可能です。子供も保護監視を受けることができます。しかし、同じ年齢の子供と比べてより注意深い監視が必要です。

郡の担当者は、個々の状況に基づいて精神機能を査定審査し、その人の必要に応じた保護監視サービスを提供する必要があります。精神障害を持つ子供は全員保護監視が必要かどうか査定審査を受けます。

次の理由により子供の保護監視の利用申請が拒否されることはありません。

- 年齢のみの考慮。
- 最近、怪我をしていないという理由。
- ある程度の時間、例えば5分間だけでも、子供を一人にしておけるという理由。

郡は、年齢、怪我の有無、保護者の不在などを含むすべての事実を考慮した上で保護監視の受給を決定しなくてはなりません。

また郡は、対象となる子供の親や保護者に保護監視の有効性や受給資格を説明し、親や保護者がサービスを無料で提供すると仮定してはいけません。(ACL 98-87)

精神障害や精神疾患による行動を文書にし、保護監視の利用資格を証明します。

保護監視の利用資格を証明するには、IHSS の利用者が精神障害や精神疾患のために、1 日 24 時間の監視無しでは怪我の恐れがあると証明する文書の提出が必要です。文書では、要介護者が一人になったときにし得る自己を傷つける行為や怪我を招く行動などの事例を記入します。

要介護者が一人になった時にする危険な行動や、怪我や危険な状態に陥る行動を明確に説明できない場合は、恐らく保護監視の申請は認められません。

保護監視サービスの利用資格を証明するために作成した文書はコピーを取って保管しておきましょう。

1) 危険要因・怪我の記録を作成します。

利用資格（例えば保護監視サービスなど）を証明する最善の方法は、過去 6 か月、必要であればそれ以前に遡り、要介助者に起こった全ての事故・怪我、または危うく事故・怪我になった事象の一覧表あるいは記録を作成することです。

記録には、要介助者による怪我の原因となった全行動、あるいは怪我や危害の恐れが発生した全行動とその頻度を明記します。

上記の行動として次のような例があります。家の中で火の点いた煙草をそのままにしておく、SOS パッドで身体を洗う、家の外を放浪し迷子になる、知らない人を家に入れる、レンジを点けて消すのを忘れる、家の周りで小さな火を点ける、水を出したままにする、危険物や不健康な食物を食べる、頭を何かに打ち付ける、自咬行為やひっかく行為、ナイフなど家庭用の危険な物を使う、飛ばうとして高い所に上ったり高い所から飛び降りたりする、冷蔵庫の中に隠れる、電気が通るか試すために電球のソケットに触る、対向車などを気にせず道に飛び出す、泳げないのにプールに飛び込む、バランスや力がないのに家具を動かそうとする、体を動かすだけの

筋力が無いにも関わらずベッドから起き上がろうとする、精神的、身体的能力以上のことをしようとして怪我や危害が発生するなど。

要介助者が最近まで事故にあったことがなかったり、危険な状況に陥ったりしていない場合、その理由を説明します。IHSS の介護者や家族が要介助者を 24 時間監視しているため事故を回避しているなどの例を挙げます。

また、危険要因・怪我の記録に、備考欄を設けると良いでしょう。備考欄には、要介助者の家を安全な環境に改装するのは不可能であることや、IHSS 利用者がある程度の時間一人になる場合の別の監視方法などを記入します。(該当する場合) 例えば、月に 2 回、家族が 2 時間以内の買い物に行く間、要介助者を 20 分毎の電話確認で監視するなど。

2) 保護監視サービスの必要を記録するための用紙を入手します。

地域センターあるいはデイ・プログラムや学校のプログラムなど他の機関から用紙を入手しましょう。それらの用紙には次の情報を含みます。

- 要介助者の年齢
- 要介助者の精神障害(複数の場合もある)あるいは精神疾患の情報
- 障害による記憶力、思考力、判断力の機能的限界の深刻度の情報
- 混乱や見当識障害の原因となる記憶力、思考力、判断力の限界の説明。(例えば、場所、時間、人などを認識できない)
- 要介助者が安全であるためには監視、監督が必要であるという情報と、その理由(例えば、危険なことをしても、誰かが口頭で指示をすれば危険行動を止めることができるなど。)
- 危険行動の例とその頻度の説明

保護監視の必要を証明するための医療上の書類を入手します。

1) 家庭内支援サービスプログラム保護監視の必要性の査定審査 **SOC821(3/06)** **(Assessment of Need for Protective Supervision for In-Home**

Supportive Services Program, [SOC 821 (3/06)] この用紙は要
介助者の医師が記入します。

保護監視サービスを申請する際には、要介助者の医師に現状を記入してもらった **SOC821** 用紙が必要です。記入してもらった用紙はコピーを取り保管しましょう。郡はこの用紙の記載事項に基づき、情報を収集し保護監視が必要かどうか決定します。**SOC 821** 用紙は次のリンクからダウンロードできます。 <http://www.dss.cahwnet.gov/forms/english/SOC821.PDF>

この用紙は、専門医あるいは、記憶力、思考力、判断力の領域の医療専門家の署名が必要です。MPP 30-757.173(a)(1)(A)

SOC821 用紙には、要介助者の記憶力、思考力、判断力の機能についての質問を含みます。また、要介助者が記憶力、認識力、判断力の欠如のために起こった怪我や事故に関する質問、あるいは身体的に危険な状態に自己を追いやったことがあるかなどの質問も含みます。

多くの場合、**SOC821** 用紙の質問項目 1 と 2 の医師の回答が「はい」で、機能欄の全項目の「重度」に印が付いている場合は、郡は、保護監視の申請を認めます。それ以外に印が付いている場合の申請は認められません。しかし、郡は保護監視の必要性について、**SOC821** 用紙と併せて他の関連情報も加味しながら、査定審査をすることになっています。**SOC 821** 用紙だけで保護監視の利用資格を証明してはいけないことになっています。(福祉および施設条令第 12301.21 節 ならびに MPP 30-757757.173(a)(2) および (3)) (Welfare and Institution Code § 12301.21 and MPP 30-757.173(a)(2) and (3)).

注釈: もし、要介助者の医師が過去に作成した **SOC 821 (3/06)** 用紙では保護監視が必要無しとしていたが、現行の用紙で保護監視が必要であると変更した場合は、医師による変更の説明の記入が必要です。例えば、間違っただけの箇所に印をつけたとか、用紙の記入方法がわからなかったなどの理由が挙げられます。

2) 保護管理の必要性を証明するための医師による追加の書簡を入手しましょう。(添付資料 1)

要介助者の障害(精神疾患や精神障害など)、機能レベル、年齢、障害による判断力の低下、混乱、記憶力と認識力の低下を記録した医師の書簡を入手します。本文書の最後に添付してある書式を使用して、上記の情報を医師から入手することができます。

この用紙を適切に記入するには、担当医師は要介助者の行動や身体的または精神的能力のある程度理解が必要で、その行動や能力により要介助者が危険な状態に陥る説明をする必要があります。あるいは、要介助者の障害のため、一人にはできない説明をした書簡が必要です。あなたが作成した危険要因・怪我の記録を医師と共有し、1日の中でどんな時も一人にはしておけない理由としての危険な行動を医師に理解してもらいましょう。

保護監視サービスの認定に必要なその他の用紙

**1) 1日24時間保護監視保障プラン(SOC 825 (6/06))
(A “PROTECTIVE SUPERVISION 24-HOURS-A-DAY COVERAGE PLAN” [SOC 825 (6/06)]) この用紙は要介助者の医師が記入します。**

もし、24時間の保護監視を要請する場合、SOC 825用紙の記入も必要になります。この用紙には、24時間の保護監視のサービス内容の記入が必要となります。 MPP 30-757.173(a)(1)(A)(5)

この用紙は、お住まいの郡の福祉事務所で入手可能です。また次のサイトのリンクからもダウンロードも可能です。

<http://www.dss.cahwnet.gov/cdssweb/entres/forms/English/soc825.pdf>.

郡から保護監視は必要ないと言われました。どうすれば良いでしょうか。

郡では様々な理由により保護監視の申請を却下します。次は却下の主な理由です。

重度の精神障害が見られますか。

郡の申請却下の理由

- 家庭訪問をした際に、重度の精神障害が観察できなかった。
- 精神障害のためでなく身体的障害のための保護監視の申請である。
- 身体障害が危険な行動につながっている

対応例

- あなたが作成した日々の記録、医師による説明、地域センターの記録、家庭訪問が短すぎた、行動を観察したが指針の質問への回答がない。**SOC 293** 用紙の **H 欄 (Line H)** で **5** に印がついている精神障害がある。
- 精神障害のため身体障害を理解できない、行動の結果が及ぼす身体障害への影響を認識できない。例えば、怪我の危険無しに動くことができないにも関わらず介助無しで起き上がったり歩こうとしたりする。糖尿のため危害があるにも関わらず甘い物を食べようとする。痛い、煩わしいという理由から、包帯、管、矯正器具などを取り外してしまうなど。
- 精神障害が危険な行動の原因となることがある。精神障害が唯一の原因である証明は義務付けられていない。

家庭において危険な行動がありますか。

郡の申請却下の理由

- 精神状態の正式な診断ではサービスの必要があると証明していない。
- 最近、怪我がない。
- 郡の担当者の家庭訪問の際、危険行動が見られなかった。
- 「完全な」身体麻痺のため、何もできない。

対応例

- 医師の声明には、その診断に対する一般的な行動が書いてある。
- 要介助者はきちんと監督されている。
- 危険行動が絶えず発生しているわけではない。訪問の前日、あるいは翌日に発生した。訪問時間内に起こらなかったからといって、それを1日に当てはめることはできない。
- 力強く危険な行動。例えばカテーテルやGチューブなどを引き抜いてしまうなど。

IHSS と保護監視に関するその他の情報

Disability Rights California のウェブサイトの IHSS のページでは文書や役立つ情報を掲載しています。

http://www.disabilityrightsca.org/issues/inhome_pubs.html.

Disability Rights California は、カリフォルニア州にお住まいの障害者に対し、障害についての問題解決のサービスを無料で提供しています。サービスをご希望の場合は、お電話で面接の要請をしてください。Disability Rights California の電話番号は、1-800-776-5746 です。

カリフォルニア州社会福祉事業局(The California Department of Social Services)では、「方針および手続きに関する手引き」(Manual of Policies and Procedures)略して「MPP」と呼ばれる規則をウェブサイトに掲載しています。<http://www.dss.cahwnet.gov/ord/PG310.htm>.

カリフォルニア州社会福祉事業局では、全郡書簡(ACLs)と全郡情報通知(ACINs, All County Information Notices)をウェブサイトに掲載しています。<http://www.dss.cahwnet.gov/lettersnotices/default.htm>.

添付資料 1

医師による書簡の記載例

保護監視サービスの利用資格を得るには、次のような行動の原因となる精神疾患または精神障害が条件となります。判断力の低下(健康や安全に関して誤った決断をする)、混乱・見当識障害(放浪、迷子になる、人や日にちあるいは時間などを混同してしまう)、または記憶力の低下(物事の最初と最後を覚えていない)など。このような障害は、精神遅延、自閉症、アルツハイマー病や痴ほう症、精神疾患などと合併して発生することもあります。

次の場合、保護監視の対象となりません。

- 社会的訪問や社会的活動の一環
- 医療疾患によりサービスが必要であったり、医療上の監督が必要な場合
- 医療的緊急事態が予測できる場合
- 反社会的または攻撃的な行動（例えば喧嘩や器物破壊など）を管理するため

IHSS 利用者が保護監視サービスの対象となるには、保護監視サービスの必要性について担当医師の証明(医師による書簡)を入手しなくてはなりません。医師の書簡では、個人の障害(精神疾患または精神障害)、機能レベル、年齢、障害による判断力の低下、混乱、記憶力の低下、見当識障害などが説明されなくてはなりません。

また、書簡には次の質問事項に対する回答も含まれなくてはなりません。

受給者の氏名: _____ 生年月日: _____

診断: _____

予後: _____

1. 障害が精神や認知の低下の原因となっていますか。

該当する方に印を付けてください。 はい いいえ

2. 精神障害や認知障害のため、一人にできないのですか。

該当する方に印を付けてください。 はい いいえ

3. 危険要因・怪我の記録にある行動は、診断と一致しますか。

該当する方に印を付けてください。 はい いいえ

4. 危険要因・怪我の記録にある行動の原因となりえるような障害がありますか。

該当する方に印を付けてください。 はい いいえ

5. 障害が安全な判断に影響していますか。

該当する方に印を付けてください。 はい いいえ

6. 上記の回答に関する簡単な説明と、機能的限界を説明してください。

私の知る限り、上記に提供する情報に間違いはありません。

署名: _____ 日付: _____

Disability Rights California は様々な機関から資金提供を受けており、供給者の全リストは次のサイトに掲載しています。

[http://www.disabilityrightsca.org/
Documents/ListofGrantsAndContracts.html](http://www.disabilityrightsca.org/Documents/ListofGrantsAndContracts.html).